

## 令和4年度 第2回

### 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 会議録（要約）

日 時：令和4年11月4日（金）14時00分～16時10分

場 所：西宮市役所第二庁舎4階 B402会議室

出席者：【委員】直田春夫（会長）、関嘉寛（副会長）、西明直子、清水明彦、廣田瑞穂、  
荒木信夫、江草淑訓、岸岡裕昭

【事務局】コミュニティ推進部長 中塚和雄、政策局参与 堂村武史、  
市民協働推進課長 松野歳之、同係長 岩元浩徳、同副主査 石田真莉子、  
同副主査 黒木千聖、政策推進課担当課長 武林秀孝

#### 1. 開会

#### 2. 審議事項

議題1 傍聴に関する取扱いについて

傍聴希望者なし。

議題2 協働の取組に関する検証について

《 1 コミュニティ活動の推進について（条例第16条関係） 》

○直田会長

・議題2の説明を事務局よりお願いしたい。

○事務局

◆松野市民協働推進課長より、議題2について説明。

・西宮市参画と協働の推進に関する条例（以下「条例」という。）第16条では、「市民等は自主的にコミュニティ活動に関わること」「地域課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めること」また「市はそのような活動を尊重するとともに、地域課題の解決のために適切な支援に努めること」が規定されている。

（1）コミュニティ活動について

・条例第2条において、コミュニティ活動についての定義づけは行われていないが、「コミュニティ」は一般的に、「①地縁型コミュニティ」と「②テーマ型コミュニティ」の2つに分類されることが多い。

①地縁型コミュニティ

同じ地域の住民同士のつながりによって形成された団体で、代表的な団体として、自治会・町内会がある。

②テーマ型コミュニティ

同じ関心やテーマにもとづく個々人の自発的でゆるやかなつながりによって形成された団体

で、代表的な団体として NPO がある。

- ・資料では①と②のみに分類しているが、いわゆる地域団体の中にも、例えば教育、環境、防災等テーマ性をもって活動している①と②両方の要素を兼ね備えた混合型のコミュニティも存在している。
- ・「オンラインコミュニティ」もテーマ型コミュニティの一つと考えられるが、条例は地域課題の解決に向けたコミュニティ活動の推進を前提としているため、ここではリアルなつながりによって形成された自治会や NPO 等を指すものとして取り扱う。
- ・これらをふまえ、本条例における「コミュニティ活動」については、「居住している地域や共通の目的でつながった市民等が、地域における快適な暮らしの実現のために自主的に取り組む活動」という定義が考えられる。

## (2) 活動団体について

### ①地域団体

資料 1 は、主に地域ごとに組織があり、活動している団体を掲載している。様々な関係部署が各団体の活動をサポートしている。

### ②NPO 等団体

様々な分野において、NPO 法人をはじめとした様々な団体による公益的な活動が行われている。市内の NPO 法人数は 163 であり、兵庫県内では神戸市、姫路市に次いで 3 番目に多い。

## (3) コミュニティ活動への参加状況

### ア 西宮市における自治会加入率の推移

- ・自治会加入率は、阪神・淡路大震災後の 1998 年の 88.1% をピークに下降を続けたが、その後、東日本大震災が発生した 2011 年には 78.9% まで回復した。しかし、その後再び下降し、2021 年時点で 69.6% となっている。

### イ 市民意識調査（令和 2 年 9 月）

- ・「まちや地域をより良くするために活動したいとどの程度思っていますか」との問いに対し、「強く思っている」と「ある程度思っている」を選択した人の割合の合計が 54% と、半数を超える結果となっている。
- ・「3 年以内に参加したことがある地域活動・市民活動」について、いずれかの活動を選択した人の割合が 43.8%、「参加したことがない」が 52% で、「参加したことがない」が過半数を占めている。
- ・「3 年以内に参加した地域活動・市民活動」について、「学校・地域の子供関係（PTA、青少年育成等）の活動」が最も多く 36.5%、次に多いのが「環境保全、美化（公園清掃等）に関する活動」で 34.8% という結果であった。
- ・先の質問で「3 年以内に活動に参加したことがない」を選択した理由として最も多かったのが「仕事、家事、育児等で忙しく時間がないから」で 42.9%、次に多かったのが「どのような活動があるか分からないから」で 39.5% という結果であった。
- ・調査結果に対して、有識者から「3 年以内に参加したという回答が多かった「学校・地域の子供関係の活動」や「環境保全、美化に関する活動」は小学校や自治会で慣習となっている可能性が高く、地域活動への自発的な参加者はそれほど多くないと考えるべき」「活動に参加していない理由として最も多かったのが「忙しく時間がないから」であり、参画と協働のまちづくりを進めるには、参加のコストを下げる必要がある」「様々な活動情報を集約し、それを市民に届けるなど、情報コストを減らす必要がある」とのコメントが寄せられている。

#### (4) 市民等による地域課題の共有・解決

- ・条例第 16 条に定める地域課題の共有・解決を図る場となる組織・会議について記載している。

##### ア 連合自治会

- ・現在、市内に 28 の団体組織がある。複数の単位自治会等で構成され、広域的に活動する組織ならではの様々な役割を担っている。
- ・一部地域では、連合自治会や単位自治会が存在しない地域もある。
- ・西宮市では、他の自治体にあるような自治会の全市的な連合組織や会議体はない。

##### イ 地区ネットワーク会議（社会福祉協議会）

- ・西宮市社会福祉協議会が各地域に設置を進めている会議体であり、主に地区社協や民生、自治会、老人クラブ等の諸団体のほか、企業や社会福祉法人、NPO 法人等の多様な主体が、住民主体で地域づくりや地域課題を解決していく話し合いの場、プラットフォームとなっている。

##### ウ 地域コミュニティ懇談会（西宮コミュニティ協会）

- ・各地域のコミュニティ組織において、地域の様々な課題について地域の各種団体から幅広い意見を求め、住みよい地域づくりについて話し合う場が設けられている。
- ・西宮コミュニティ協会が発行する地域情報誌『宮っ子』は、企画・編集・配布を市民のボランティアで行う、市民による手作りの情報誌であり、地域の様々な情報を地域住民に届け、共有する役割を担っている。

##### エ NPO と行政との協働会議

- ・市内の NPO 等団体が参加する「NPO 部会」と市の「行政部会」で構成され、NPO 部会の幹事と市が「合同会議」において、主に協働施策に関する議論を行う場となっている。
- ・NPO 部会では、メンバー同士が意見交換や情報共有を行い、交流を深める場にもなっている。

#### (5) コミュニティ活動に対する市の支援

- ・上記の活動が円滑に行われるよう、市で様々な支援に取り組んでいる。

##### ア 自治会向けの支援

- ・自治会ガイドブックの作成・配布や転入手続時に自治会加入促進チラシの配布を行っている。

##### イ 相談対応

- ・各地域団体の関係部署が、団体運営等に関する相談対応を行っている。
- ・市民交流センターでは、NPO 等の設立や運営に関する相談対応を行っている。

##### ウ 講座・研修会等の開催

- ・各地域団体における研修会や講演会の開催を支援しているほか、市民交流センターでは NPO 等団体や地域団体の活動推進を目的とした講座の開催を行っている。

##### エ コミュニティ活動に対する助成

- ・各地域団体が実施する事業や団体運営に対する補助をそれぞれ行っているほか、「未来づくりパートナー事業」の制度も設けている。

##### オ コミュニティ活動拠点施設の維持管理・整備

- ・公民館や市民館等、コミュニティ活動の拠点となる施設の維持管理や整備を行っている。

##### カ その他

- ・毎年、市民活動等の支援制度を取りまとめ、自治会等へ配布している。

#### (6) コミュニティ活動の課題

- ・自治会加入率の低下、担い手不足、役員の高齢化、活動にかかる負担感の増加など、他の自治体でも一般的に課題として掲げられているものを列挙している。

## (7) まとめ

- ・自治会加入率がこの10年間で約10%低下しており、各団体での担い手不足や役員等の高齢化も年々深刻さを増している。また、そのことが活動にかかる負担感の更なる増加につながるなど、コミュニティ活動に関わる人が減少することで、様々な弊害が生じている。
- ・市民意識調査の結果では、活動に参加しない理由として「忙しく時間がないから」や「どのような活動があるか分からないから」を選択した人が多かったことから、今後はICTの効果的な活用や地域で取り組まれている活動の周知を図るなど、コミュニティ活動に対する自発的な参加者を増やすための施策について検討が必要と考えている。
- ・現在、各団体に対して市の関係課が個別に支援を行っているが、関係課間の連携が十分ではなく、また、市から自治会を通して様々な依頼を行っており、そのことが活動にかかる負担感につながっていると考えられる。そのため、令和3年度に「地域団体関係課連絡会議」を庁内に設置し、地域に関する情報の共有や負担軽減について検討を行うこととしているが、現時点では議論が開始されたばかりで具体的な検討には至っていない。

## ○直田会長

- ・西宮市のコミュニティの現状を説明していただいた。自治会加入率が現在約70%とのことだが、減少傾向にあるとはいえ、近隣の自治体と比べれば高い水準となっている。例えば、豊中市の自治会加入率は50%を下回っている。
- ・今後はコミュニティの形が変わり、多様で多彩な動きが重なり合うことで自治会の加入率低下を補強するというように、自治会とは違った形で地域を支えていくという展開も考えられる。
- ・高齢化等により、役員の担い手が減少傾向にあるが、地域行事であれば子供連れの若い世代が多数参加し、主体的に動く場合もあると聞いている。そのあたりの組み合わせをどうしていくかが今後の大きな課題だと思う。この件について、質問・意見をいただきたい。

## ○清水委員

- ・現在、35の地区ごとに地区社会福祉協議会があり、それぞれ地区ネットワーク会議や居場所づくり、子育て支援等、様々な活動を地域住民主体で展開している。記載のとおり活動者の高齢化等の問題はどの地域でも出てきているが、地域によって、自治会や民協との関係性、過去の経過、住民層等が全て異なるので、そのあたりは地区ネットワーク会議的な協議形成をあまり厳格にせず、実体的な協議が進むようにしているところである。
- ・コミュニティの担い手については、昔からの地縁組織の中で続いてきた方法がそのまま固定化してしまい、徐々に限界に近づいてきている面もある。しかしその一方で、今後は新しい形でやろうという気運や次の展開が生まれてきているようにも感じている。新しい会長も昔からの会長も、このままでは立ち行かないということに気づいてきているので、それぞれの地域で新しいやり方ができていると思う。NPOとの関係についても、「地域はこっち」「NPOはあっち」ではなく、社協がプラットフォームを作り、それぞれが混ざり合う形が必要になっていると思う。それに対する支援についても、「これは市の仕事」「あれは社協の仕事」ではなく、相互に重なり合って展開していくということが大切ではないか。また、地域福祉計画策定委員会、環境パートナーシップ会議、生涯学習推進会議等はそれぞれ異なる管轄下で進めているが、どこも同じような本質のところでは協議が進んでいる。一人一人の市民の行動変容を生み出す、あるいはエンパワメントするということ言えば、行政サイドでも相互作用が必要になってきているのではないかと。

#### ○直田会長

- ・地域のプラットフォームを作り、社協を含め、自治会、各分野で活動している団体、NPO、コミュニティ協会等、色々な団体がうまく連携するような形があれば動きやすい。プラットフォームは非常に有効だが、これをどのように設計していくかが今後の課題だと思う。
- ・県内では伊丹市や宝塚市のように、小学校区単位のまちづくり協議会をプラットフォームとして、そこで諸団体が集まって連携していくというスタイルもあるが、それぞれの自治体で最も適した方法を考えればいい。団体に属さない一般の市民であっても、関心さえあれば参加できるような形でできれば、もっと広がりが出てくると考えられる。
- ・次に、西宮コミュニティ協会について補足があればお願いします。

#### ○西明委員

- ・コミュニティ協会では地域コミュニティ懇談会を開催しており、それぞれの課題の解決に向けて話し合う機会を設けている。地域活動の担い手不足についても話し合っているが、人がいないことにはどうしようもなく、話し合っても結論が出ない。
- ・コミュニティは、社協や自治会等、色々な団体が混じり合っている。地域のプラットフォームという意味では、行政は行政の立場で、地域は地域の立場で、関わりを重視しながら関係性を築いていくのが大事ではないか。コミュニティ協会は「つながる地域を目指して」をキャッチフレーズに活動しており、行政がやりにくいところを一つのテーブルで話せるような機会作りがコミュニティの役割だと考えている。社協は福祉、青愛協は青少年の健全育成、環境関連の団体は環境が話の中心になるであろうが、コミュニティが関わることにより、縦割りではなく平場でコミュニケーションが取れるようになると考えられる。これまでは行事が中心になっていたが、今後は若い人たちを含めて一緒に考え、行動していく場を作っていきたいと考えている。

#### ○直田会長

- ・多様な団体が上下関係なく、フラットな立場で集まることができるのがプラットフォームの良いところだと思う。また、先ほど行政の縦割りについて指摘があったが、その縦割りをほぐすための連絡会議も動き出したという説明があった。行政に合わせて地域も縦割りになっているため、そこをもう少しフラットな場にするためにはどうすればいいかということ、その会議で議題にあげてもらえるといいと思う。
- ・コロナ禍で変わりゆく地域活動というものは、我々コミュニティに関心のある者にとって非常に大きな課題であり、コミュニティ政策学会でもこのテーマで議論がなされている。いい知見が出てくるといいが、今はどう動けばいいかみんなが探っているところだと思う。
- ・では、NPO と行政との協働会議について、追加のポイントがあればお願いしたい。

#### ○廣田委員

- ・NPO と行政との協働会議では、幹事が集まる定期的な会議の顔ぶれが変わらないという状況が数年続いている。資料に記載のとおり、情報交換や異なる分野のNPO のことを知ることはできるが、市民に自分たちの活動を知ってもらうことがNPO にとっての一つのテーマであり、コロナの影響により大きな行事が実施できない中で、どのように情報発信すれば一般市民に知ってもらえるかを検討する日々である。
- ・市民意識調査の結果として、「仕事や家事が忙しい」「人間関係が負担に感じる」という回答があった。私もPTA や自治会の役員を経験したが、その多くが女性であることから、女性からするとこのような回答が出てくるのは当然だと思う。女性も働く時代に突入しているため、このような回答は



のではないか。

○直田会長

- ・この点について、コミュニティ活動の活性化は、行政だけではなく市民側の課題でもある。市民生活にとっては、災害時の助け合い、子供や高齢者の見守りなどを含めると、コミュニティが活性化しなければ困る部分もあると思われる。それらのことを、「税金を払うから行政が全部してください」とするのか、もしくは「自分たちですべきだ」と考えるのか、そのあたりについて議論をしていただければと思う。

○岸岡委員

- ・確かにそのような問題意識が市民の中に共有されていなければ、行政主導で実現しようとしても、「笛吹けども踊らず」のような状態になってしまう。しかし、そのために市民意識を醸成するというのは、手段と目的が混在することになってしまうとも思い、堂々巡りしながらこの資料を読んでいた。

○直田会長

- ・堂々巡りでもいいと思う。この件については、答えがどこかにあり、そこに辿り着けば解決するというものではない。先が見えない中で、徐々に良くなっていくということを繰り返していくしかない。行政が指揮監督するとコミュニティではなくなる。そのような活動は面白くないうえに、本当に効果的なのかも疑問である。市民側が活性化するための議論をいかにして市民の中に広げていくかということが、最大の課題なのかもしれない。
- ・行政として意見があればお願いしたい。

○事務局

- ・私たちが様々な団体と関わる中で、生き生きと活動されている方々の姿を拝見している一方で、担い手不足や役員の高齢化、活動にかかる負担感などの課題もお聞きしている。このような課題を解消しなければ、コミュニティ活動に関わる人が減少し、自治会加入率も低下の一途を辿っていくことになる。そのため行政としては、活動に関わっていない人たちにコミュニティ活動への参加を促すような取組や施策が必要と考えている。例えば、長年会社勤めをしていた人が定年退職を迎えた後に、それまでの人生の中で培われたスキルやノウハウをコミュニティ活動に生かすことで、色々な人とのつながりが生まれ、自分の居場所を確認できることもあると思う。そのような人をうまくつなぎとめることが、将来的な地域コミュニティの活性化につながるのではないかと考えている。

○関副会長

- ・岸岡委員の発言にあったように、そもそも市がどのようなスタンスで住民自治に対する支援に取り組んでいくのかを大きな方針の中で考えていくことが非常に重要である。
- ・ある研究者が、地域の目標や理念、価値を共有するための共同作業やイベント、記憶に残るようなものなど、自分たちの地域の特徴をあらわすものが実態としてあることや、それを介して「〇〇っ子」というように、その地域にいるという感覚が持てる何かコミュニティでは重要だという話をしていた。色々な地域を見てきた中で、それらの全てを市民だけでやっていけるのが理想かもしれないが、これだけ価値観や問題が多様化している中で、土台の部分やきっかけの部分に関わる行政的な支援がどうしても必要な時代になってきているように感じている。
- ・西宮の特徴を考えた時に、私もまだ西宮の全体を分かっているわけではないが、地域の方々との関

わりの中で感じているのは、これまでは住民や住民の中のテーマ型組織でやってきた地域が多かったということ。それはある意味先進的であったと思うが、それでは回らなくなってきたのが現状であり、資料4ページに記載されている市民意識調査の結果（活動に参加しなかった理由）についても、都市部であればおおむね同じような結果が出てくると思われる。

- ・学生に「コミュニティはなぜ必要か？」と聞くと、「万が一のときのために必要だから」と一様に返ってくる。次に「万が一はあると思うか？」と聞くと、「自分たちは大丈夫」と返ってくるので、「それではコミュニティは必要ないか？」と聞くと、「なんとなくあった方がいいと思う」と言う。それはぼんやりとした感覚だが、コミュニティには、「万が一」というような後ろ向きの理由よりは、「あるといいな」という前向きな理由があるのではないかと思う。その前向きな理由をどのようにして作り出していくかが重要であり、そのための仕組みをどうすればいいかが、皆さんの苦心されているところではないだろうか。
- ・行政的な縦割りや連携の部分で難しいところがあるが、これだけ大きなまちで、一つのテーマやポリシーで全ての地域の連携を考えるのは難しいとなると、それぞれの地域性や地域資源を活用するような取組や仕組みがまずは必要ではないか。例えば、大学という組織をうまく活用してもらいたいと思うが、大学の中にいると、地域の方とどのように付き合っているのか分からず、何か一つ関わると全部来てしまうのではないかという怖さのようなものもある。そこをうまく付き合えるようにするには、文化や考え方の違う者同士をつなげる仲介者の存在が重要になるが、どこがその役割を担うかは市によって異なる。市が専門の部署を設けて細かくケアする方がいい場合もあれば、中間支援団体のような形で進めていく方がいい場合もある。そのように地域性をもって地域の資源を積極的につないでいくような存在が必要と思われる。

#### ○直田会長

- ・先ほどの発言にあった「地域にいる感覚」というもの、「なんとなく地域に住んでいて良かった」という感覚を持つことや、そのような人たちをうまくつなぐことがとても大事だと思う。隣土の見守りや、子どもが虐待されている声を聞いて、然るべきところにつなぐというようなことは地域住民にしかできないことである。学生が「いざというときにあった方がいい」という感覚を持っているということは、やはり住民にしかできないようなつながりがあり、その意味で安心できるというところがあるのだと思う。
- ・コーディネーターの存在は重要であるが、それだけでは機能しないので、みんなが集まる場が大事だと思う。

#### ○西明委員

- ・現在、小学校単位でコミュニティスクールが実施されているが、そこでは推進員が配置されている。行政として人を設置すればなんとかなるという発想ではなく、小さなところから地域のポテンシャルや資源を生かす形で進めていくのも一つの方法だと思う。右へならえではなく、それぞれが自分たちの地域の魅力や特徴をプラットフォームのような場で共有するといいのではないか。行政がすることは、いきいき体操や子育て支援、子ども食堂など、どの地域でも同じような形で実施するものが多い。もちろんそれもいいと思うが、南部には海がある、北部ではバスが出ている、学校があるところでは学生と一緒に取り組む、というようにそれぞれの地域の良さや個性を生かすことで、若い人やこれまでとは違った人たちが参加する可能性が生まれてくる。

#### ○直田会長

- ・地域は多様であり、ひとくくりにできるものではない。プラットフォームというのは、場があるだ



けで、そこで何をするかは最初から決まっているわけではなく、参加した人が自分たちで自由に作り上げていけばいい。

- ・千里ニュータウンの北千里駅前商店街が中心となって運営しているプラットフォームがある。20年ほど続いており、校長先生や役所の職員、商店関係、地域のNPO、個人など、毎回10人~20人、多いときには30人ほどの色々な層の人が集まって話し合いをしている。目的やすることが決まっているわけではないのだが、誰かが何かをしたいと言うと、それを面白いと感じた人たちが集まって動き出す、というように、自然に形ができてくることもある。そのように、自治会、社協、コミュニティ、NPO、個人の有志など、誰かがそのような場を作ってその中で議論し、将来的にそのような場を組織にするかどうかについて地域で議論すればいい。いきなりまちづくり協議会を作っても誰も参加しない。ゆるやかに話し合っただけでも前に進む。先ほどの岸岡委員の発言にあったように、議論の原点に戻り、市民の中で本当にコミュニティがどうなのか、あるいはそのコミュニティにこだわらずに、市民が今後幸せに、持続可能に暮らしていくためにはお互いに何をすればいいのかという議論がそこから出てくるのではないかと。そのような議論の中で、何かしたいと思っているが何をすればいいのかわからない人が、他の人たちの考えを聞いているうちに、自分にもできそうなことを見つけて自ら動き出すというような動きがたくさん出れば出るほど、地域が面白くなっていく。地域を元気にしようという動きが出てくることもあれば、問題を解決したいと取り組む人もいるというように、色々な人がいていいと思う。今後具体的にどうするかということは、市の連絡会議でも議論してもらえればと思う。

#### ○江草委員

- ・そもそも自治会は必要なのか、自治会がなければどうなるのかわからない。私自身も転勤で何度か引っ越しを経験する中で、自治会の方が挨拶に来たときは会費を払って加入したが、来なければスルーしていた。この会議に出席して、『宮っ子』がボランティアで作成されていることを初めて知ったが、実生活の中では気が付かなかった。
- ・最近、PTAをアウトソーシングするという話もあるように、お金で済むなら済ませようとする人もいると思う。
- ・「コミュニティがあればよりよくなる」という話は次のステップであり、コミュニティがなければどう困るかわからないので、入らなくてもいいと感じるのではないかと。当たり前になってしまっているが故に気づいていない地域から受けている恩恵がなくなるとどうなるかということをお話しを訴えかけていかなければ、コミュニティに対する思いはどんどん薄れていくのではないかと。
- ・アンケートについても「参加しているか・参加していないか」ではなく、「必要か・必要でないか」とすると、「必要ない」と回答する人の方がもしかしたら多くなるかもしれない。そのもしかしたらの部分を考えず、今まで行ってきたことの延長線で続けていくということでは、必要性が伝わらないのではないかと。
- ・自治会加入率が減っていくことの良さ悪しについてジャッジが必要だと思う。ここまでの話を聞いて、自治会やコミュニティがあった方がいいということは理解できるが、必要最低限守らなければならないものが何か分らないのが正直なところであり、その部分を教えてもらえればと思う。

#### ○直田会長

- ・守らなければならないものがあるかどうかはわからないが、個人的な感想だが、自治会は存在するだけで意義があるという感じがする。自治会が何かサービスをしてくれるとかではなく、隣近所とゆるやかにつながっている場があるということは、すごく大きな意味があると思う。会費は、役所に納める税金ではなく、お互いの助け合いの活動を進めるためのものであり、それを払うのが嫌だ

という人もいるとは思いますが、地域でしかできないことは探せば色々あり、子供の見守りなど、実は地域で支えられている面は大きい。目を瞑っているから見えないだけで、よく見れば見えてくるのかもしれない。

#### ○江草委員

- ・よく見なければいけない状況になっているが故に見ない、お任せしておけばいいという社会になってしまっている。隣近所の住民とは仕事の時間や帰宅時間も違うので、井戸端会議のようなものもなく、コミュニケーションが取れていない。子供の頃は周りとのコミュニケーションを取るのが当たり前のように思っていたが、転勤してみるとそうではないと感ずることがあり、地域に愛を持たない人が多くなっているように思う。

#### ○直田会長

- ・極端な例がアメリカの「ゲートッドコミュニティ」であり、周囲を塀で囲み、入り口にガードマンを配置し、富裕層だけが住むまちを作っている例がある。

#### ○清水委員

- ・コミュニティ活動の定義について、「快適な暮らしの実現のために自主的に取り組む活動」というよりも、「一人一人の存在の価値が輝く」あるいは「一人一人が自己実現されていくような暮らしの実現のために、みんながみんな主体的に共に取り組む活動」という定義の方が、西宮らしいのではないかと思った。

#### ○直田会長

- ・「快適な暮らし」や「一人一人の生き方を尊重する」など、様々な定義が考えられる。色々な意見をプラットフォームに出し合い、それらがプラットフォームの中で見えるという状況が一番いいと思うので、そのような議論ができる場があればいいと思う。NPOとしてはいかがか。

#### ○廣田委員

- ・「やります」と言ったら集まるイメージですか。

#### ○直田会長

- ・それは市民が集まるかどうかによるが、色々作戦があるはず。ただ単に言うだけでは誰も来ないので、うまく仕掛けていくことが必要である。そこは行政をうまく使うといいのではないか。行政が実施するとなれば、市民も安心して参加できる。そのあたりの作戦は今後の課題としていただきたい。

#### ○関副会長

- ・大人だけを対象にするのではなく、中高生からの声を大人がきちんと聞くような場もあるといいかもしれない。

#### ○直田会長

- ・色々な事例を聞いていると、活性化している地域は若い人が自発的に参加しているところが多いようである。子どもの頃に祭り好きだった人が、地域で何かあるときに集まることもあるという意味では、祭りを開催するのも有効な方法であると言える。

- ・これまでの議論の中で、今後の取組のヒントとなることが多くあったと思う。事務局でそれらを整理し、具体的な展開につながる方策を考えてもらいたい。

### 議題3 その他の取組に関する検証について

#### 《1 住民投票（条例第13条関係）》

##### ○直田会長

- ・では次に、議題3の項目1の説明を事務局よりお願いしたい。

##### ○事務局

#### ◆松野市民協働推進課長より、議題3の項目1について説明。

##### (1) 制度概要

- ・条例第13条には、市長が市民の意思を直接問う必要があると認めるときに、住民投票を実施することができる定められている。本市の条例は、あらかじめ定められた署名数を集めれば自動的に住民投票を実施する「常設型」ではなく、市長が案件ごとに住民投票条例案を策定し、住民投票を実施するか否かの判断を市議会に仰ぐ「個別設置型」を採っている。
- ・市民も地方自治法にもとづく直接請求権により、住民投票条例の制定を市長に請求することができる。請求が有効な場合、市長は提出された条例案に意見をつけ、議会に付議することになる。これも「個別設置型」に分類される。

##### (2) 過去の実施状況

- ・本市において、過去に住民投票が実施された実績はない。

##### (3) 他自治体における実施状況（平成8年8月～令和3年1月）

- ・市町村合併に関する住民投票が約400件実施されたのに対し、合併以外の重要課題に関する住民投票は45件となっている。また、投票の対象になったのは、庁舎等の整備が最も多く、その他、産廃施設関連、米軍基地関連、原発施設建設などである。

##### (4) 個別設置型と常設型について

- ・「個別設置型」は、必要が生じたつど議会の議決にもとづいて、投票の対象となる重要案件にかかる住民投票条例を制定し、住民投票を実施するものである。住民投票の実施の請求は、公職選挙法に基づく選挙権を有する者が発議できるとされているため、年齢が18歳未満の人や外国人は発議することができない。なお、市長や議員も発議することが可能である。また、投票資格は個別の住民投票条例ごとに設定することになるため、場合によっては18歳未満の人や外国人に住民投票の投票資格を付与することも可能である。
- ・「常設型」は、対象事項や発議権、投票資格者など、投票に関するルールを定めた条例をあらかじめ設けておくものである。そのため、あらかじめ常設の住民投票条例に定めておけば、場合によっては18歳未満の人や外国人に、投票資格だけでなく発議権を付与することも可能となる。

##### (5) まとめ

- ・本市において住民投票が実施された事例はなく、全国的に見ても、市町村合併以外で住民投票が実施された事例は少ない。
- ・「常設型」については、議会による可決が必要ないため、スピーディーに実施できることがメリットとされているが、その分、住民投票を実施するために必要な署名数として地方自治法に基

づく直接請求の 1/50 以上よりも厳しい要件が設定されることが一般的である。また、首長や議会の意見が反映されないため、制度の濫用を招く恐れがある。

- ・「個別設置型」については、必要となる署名数は 1/50 以上で「常設型」に比べると少なく、資格要件についても柔軟に設定できるというメリットがあるが、一方で住民投票の実施に至るまでの期間が長くなるというデメリットもある。

#### ○直田会長

- ・住民投票は、第 13 条の規定の有無にかかわらず実施できることから、確認の意味で規定しているものと考えられる。
- ・市長はいつでも条例制定議案を提出できる。議員も定数の 1/12 以上の賛成があれば議会に提出できる。市民も、有権者の 1/50 の連署があれば、住民投票条例の制定を請求できる。
- ・最近の動きとしては、大阪で IR に関する住民投票の実施を求める直接請求があった。1/50 をクリアして住民投票条例の制定を請求し、条例案が議会に提出されたが、結果的に議会で否決された。
- ・この規定について意見があれば承りたい。

#### ○岸岡委員

- ・以前、男女共同参画推進委員会の委員を務めていた時に、パートナーシップ制度が審議対象となった。市民意識や当事者意識の醸成という意味では、例えば、西宮市でのパートナーシップ制度の導入に関して住民投票を実施していれば、西宮市民としての意識を醸成する良い機会になったのではないかと今になって思う。待っているだけではなく積極的に仕掛けていくことも大事だと思う。

#### ○直田会長

- ・住民投票は莫大なコストがかかるため、政策の広報・周知的手段には馴染まないのではないかと。

#### ○岸岡委員

- ・積極的に踏み出していけるような行政側からの仕掛けが必要という意味で捉えていただければと思う。

#### ○関副会長

- ・代議制や直接請求権など、住民の意見を反映させる機会は一定保障されている。住民投票でなければ保障されない住民の意見はどういったものがあるかと考えてみたが、意外とないのかもしれない。一つ考えておく必要があるのは、マイノリティといわれる方々の意見を反映する仕組みである。多数決の形を取る住民投票では難しいことから、住民投票を住民の意見表明の一つの手段と考えたときに、中には満たされていないものもあるという視点も、参画協働では考えておく必要があると感じた。

#### ○直田会長

- ・アメリカでは住民投票が盛んに行われているが、過去には、マイノリティの権利を奪うという、人権を阻害するようなことが住民投票で決まった事例もあった。

- ・日本では、住民投票には法的拘束力がないため、住民投票の結果を議会や市長が受け入れなかった場合、政治的には問題があったとしても、法的な問題は生じない。そうするとアンケートを取るのとそれほど変わらないということになってしまうので、その良し悪しについては過去に議論になっていたかもしれない。

○荒木委員

- ・一点確認したい。ここで議題として住民投票があげられているのは、住民投票についての意見を求められているという理解でよいか。

○事務局

- ・冒頭の直田会長の発言のとおり、この規定の有無にかかわらず住民投票は実施できる中で、あえてこのような形で条例に規定しているところであり、現行の制度についてご意見があれば発言していただき、議論が必要なことがあれば深めていくという形になろうかと考えている。

○直田会長

- ・西宮市では自治基本条例は制定されているか。

○事務局

- ・制定されていない。

○直田会長

- ・住民投票に関する条項は、参画協働条例ではなく、市の最上位に位置付けられる自治基本条例に定めるべきものである。その条例がなければ、市民が条例制定を要望するか、行政の中からそのような議論が出てくるか、市長が自治基本条例を作ろうとするかになると思われるが、いずれにしてもそのような条例の中で扱うべきものであり、参画協働条例の中に位置付けるのは無理があると感じる。

○荒木委員

- ・確かに、参画協働条例の中に住民投票という項目があることについては、少し違和感がある。

○直田会長

- ・住民投票も参画協働の一つではあるが、難しい点もある。
- ・条例第 13 条を改正すべきかどうかという議論ではないが、地方自治法にもとづく直接請求で署名できるのは有権者に限られるのに対し、住民投票では 18 歳未満や外国人でも投票できるように条例で定めることもできる。場合によっては、子供に関係する内容で、子供の声を聞かなくていいのかという議論が出てくるかもしれないが、それはその時に議論してもらえればいいと思う。

《 2 市長が講ずべき措置（条例第 17 条関係） 》

○直田会長

- ・では次に、項目 2 の説明を事務局よりお願いしたい。

○事務局

◆松野市民協働推進課長より、項目2について説明。

- ・条例第17条において、市長は参画と協働を推進するため、参画と協働の取組の予定及び取組状況を取りまとめ、公表することが定められている。

(1) 参画協働の取組予定及び取組状況の公表

- ・取組予定のうち、参画については、毎年4月に「参画の取組予定一覧」を市ホームページで公表している。これは、その年に実施予定の意見提出手続（パブリックコメント）や開催予定の附属機関に加え、附属機関の委員公募について、それぞれ実施時期や開催時期等を事前に知らせるものである。
- ・協働について、以前は各課が実施予定の取組一覧を市ホームページに掲載していたが、年間の実施予定を公表したとしても市民が実施主体として関わることはできず、公表する意味が乏しいことから、平成29年度の本委員会での審議の結果、市ホームページへの掲載を取り止め、現在に至っている。
- ・取組状況について、以前は協働の取組結果の一覧のみを表形式で市ホームページに掲載していたが、平成29年度以降は、「参画と協働のまちづくり取組状況報告書（以下「取組状況報告書」という。）」という形で取りまとめたものを市ホームページで公表している。

(2) 課題

- ・現在、取組状況報告書を市民協働推進課の窓口で配架している以外は、これらの資料を市ホームページで公表しているのみで、市民に対して参画と協働の取組を十分に周知できているとは言い難い状況である。
- ・協働の取組予定について、取りまとめ及び公表を行っていないことを課題として記載はしているが、先ほどの説明のとおり、平成29年度の本委員会において公表する意味が乏しいとの理由で掲載を取り止めたという経緯がある。

(3) まとめ

- ・今後の効果的な公表方法について検討が必要と考えている。
- ・「条例第17条にもとづく取組を参画と協働の推進につなげるためにどのように見直していくのか」という観点からご意見をいただきたい。

○直田会長

- ・毎年度作成されている取組状況報告書は、参画協働の全体の状況が掲載されており、充実した資料内容になっている。分量が多く全員に配布できるものではないので、どれだけの人が読んでいるかわからないが、ホームページで見ようと思えば自由に見ることができる。

○荒木委員

- ・「参画手続の取組予定（附属機関等の開催）」の一覧表の中に、市民委員の公募の有無の記載があると思う。

○事務局

- ・ホームページでは、附属機関等の開催予定とは別に委員公募の予定を掲載しているが、「附属機関等の開催」の表中には委員公募に関する欄は設けていない。

#### ○荒木委員

- ・委員公募予定が別の資料になっているということは理解した。
- ・取組状況報告書の附属機関に関する取組状況について、経年的な増減の記載があるといいと思う。

#### ○直田会長

- ・豊中市で作成されている同様の資料では、経年的な変化がグラフで示されているので、どのように変化しているかがよく分かる。会議の公開等、目立った項目だけでも掲載すれば、取組がどれだけ進んだかが分かりやすいと思う。
- ・割合の高低について一概に評価することはできないが、会議を公開している機関や会議録を公表している機関の割合が 2/3 程度にとどまっている。経年的にどのように変化してきたかが分かるとう有意義である。

#### ○関副会長

- ・公表する意味が乏しいので掲載しないという説明もあったが、次の項目である「検証」も含め、何のための取りまとめと公開なのかということのを改めて検討する必要がある。
- ・公開のための情報というように、公開さえすれば目的が達成されたということになってしまいがちだが、何のための公開なのかというところへもう一歩進めて考える必要がある。おそらくここでは、情報が提供されれば関心や行動が変わり、推進されるという暗黙の前提があると思われるが、その情報は、誰に対して、どのような形で提供されれば推進されるのか、というところまでを考えておく必要がある。私が学生に対して、それぞれの活動をまとめて SNS 等で公開するようにと伝えると、「誰が読んでいるか分からないからモチベーションが上がらない」という話によくあるが、今回のことも同じようなことだと思う。取りまとめや公開を行うことに意味を感じられれば色々工夫すると思うが、「とりあえず公開しろ」という話になると、作るほうも「このような表を誰が見るの？」とってしまうのではないか。
- ・全てを公開することが条例の目的ではなく、参画と協働を推進するという意味で、例えば市政に参画したいと思っている人に届くよう、公募の情報は必ず掲載する、また、その中でも、専門性が高いものと市民生活の観点からの意見を聞きたいものに分ける、というように、その情報が誰に向けたものなのか、何がポイントなのかというところを改めて考えていく必要がある。内容として間違っているわけではないが、具体的・実質的な方法として、その部分も考慮するべきだと思う。

#### ○直田会長

- ・何のためにとりまとめや公開をするのかということとは非常に大事なポイントであり、原点に戻って議論すべきところである。
- ・岸岡委員の発言にあった、「市民の中で協働というものが認識され、議論される」ということが大事である。例えば、未来づくりパートナー事業に応募しようと考えている団体の関係者が公開されている資料を見て、自分たちの取組がどのように協働にうまく馴染むかを見分けることができるという点では、ある意味有効だろうと思う。
- ・行政のデータをオープンにすることで、それを見た市民が自由に色々な切り口から活用できるという意味でも情報公開は大事である。市民や民間企業がデータを見て、「自分たちの事業の展開がここに生きそうだ」というような発見のための素材にされても構わない。あるいは、自治会の人を見て、「この部分は自分たちの活動にないものだが、ノウハウがないからここと相談してやってみよう」

というような切り口でもいい。基本的には、情報が少しでも関心がある人の目にとまるような形にもっていくということが重要である。そこから先は市民次第ということになるが、いかにそれを見てもらえるか、興味を持ってもらえるかという視点でも、やはり情報は出していかなければならない。

- ・取組状況報告書は見やすく作られており、たまたま手に取ったとしても、取組内容の概略がざっと分かる感じがする。
- ・情報公開は、誰のために、どのように活用してもらうことを狙って公開するかが重要であり、その視点をもって公開する資料の組み立てを考えていただきたい。

### 《 3 検証（条例第 18 条関係） 》

#### ○直田会長

- ・では次に、項目 3 の説明を事務局よりお願いしたい。

#### ○事務局

##### ◆松野市民協働推進課長より、項目 3 について説明。

- ・条例第 18 条において、市長は、参画と協働の取組状況について、本委員会の意見を聴いて検証することが定められている。

#### (1) 概要

- ・参画のうち、意見提出手続と説明会等について、現在の本委員会の任期中は条例の検証のみを議題としてきたため個別評価は実施されていないが、例年は本委員会において評価基準にもとづく個別評価が行われている。
- ・以前は前年度に実施された全ての意見提出手続案件を評価対象としていたが、毎回 10 件以上の資料を読み込むのは委員の負担が大きかったことから、平成 29 年度以降は前年度に実施された案件の中から 3 件程度を本委員会で選定し、その公表資料等をもとに評価が行われている。
- ・政策提案手続及び政策公募手続については、平成 24 年度以降は取組の実績がないため、検証も行われていない。
- ・附属機関等について、公募委員の選任、委員氏名の公表等、条例で規定されている内容の取組状況を取りまとめ、報告書に記載して公表している。本委員会では、この取組状況や遵守状況をふまえ、改善に向けた提言が行われてきた。
- ・協働について、市の各課が地域団体、NPO、大学、企業等の様々な主体との協働事業に取り組んでおり、令和 3 年度中の実施件数は 103 事業となっている。これらの協働事業のうち、共催・実行委員会形式で実施された協働事業について、平成 24～28 年度にかけて、各課から提出された資料をもとに本委員会において個別評価を行ったこともあるが、平成 28 年度で全ての対象案件の評価が完了したため、平成 29 年度以降は検証されていない。
- ・協働事業提案手続については、前年度に提案・実施された未来づくりパートナー事業について、団体が作成した事業報告書や団体と協働課の双方が作成した自己評価書等をもとに個別評価が行われている。

#### (2) 個別評価案件の検証方法

##### ア 意見提出手続・説明会等

- ①前年度の実施案件について、各委員が公表資料等を事前に確認し、評価基準に照らして評価項目ごとに 5 段階評価を行う。



- ②委員会当日、評価委員がそれぞれの評価点をもとに意見交換を行い、各案件の総合評価を5段階で決定する。また、委員会には、意見提出手続を実施した課の担当者も出席し、委員からの意見を今後の参考にする。
- ③評価結果は、「参画と協働の取組状況評価報告書」で公表する。これは、毎年最後に、本委員会での議論の結果をまとめ、報告書という形で市に提出されるもの。また、必要に応じて、庁内向けの「意見提出手続運用マニュアル」に委員の意見等を反映する。

#### イ 協働事業提案手続

- ・アと同様の方法で個別評価が行われている。
- ・未来づくりパートナー事業の提案団体に委員会への出席を求め、委員からの意見を今後の事業実施に生かしていただくことにしている。

#### (3) 課題

- ・意見提出手続について、本委員会が選定した3件の評価が行われているが、これまで意見提出件数の多い案件が選定されることが多く、件数の少ない案件の検証が十分に行われてこなかった。
- ・協働事業提案手続については、市との協働を要件とする「自由提案型」と「テーマ設定型」のみを評価対象としており、市との協働を要件とせず、市が資金的なサポートを行う「地域力向上型」の評価・検証が行われてこなかった。
- ・本委員会における議論や意見をどのように庁内及び協働事業に取り組んだ団体と共有するかについて検討が必要と考えている。

#### (4) まとめ

- ・条例にもとづく各取組の効果的な検証方法や今後の検証のあり方について、本日の審議のみでは結論が出ないかもしれないが、ご審議をお願いしたい。

#### ○直田会長

- ・この規定の「委員会」は本委員会を指しており、本委員会の意見を聴いて検証することとされている。前期から継続して参加している委員もいれば、直近の更新で新しく参加された委員もいるが、これまではそれぞれ説明のあった形で検証していたということである。
- ・この「検証」について、質問・意見等があれば、自由に発言願いたい。

#### ○荒木委員

- ・「各取組の効果的な検証方法について、評価委員会においてあらためて検討の機会を設ける必要がある」との記載があるが、検証方法をこの場で議論することを要求されているのか。
- ・実際に個別評価を行っていない委員が多いため、検証方法について議論しづらいと思う。

#### ○直田会長

- ・本日議論しなければいけないということか。

#### ○事務局

- ・具体的な検証方法に関する議論は、来年度以降でいいと考えている。

#### ○直田会長

- ・実際に個別評価を行っていなければ意見が言いづらいと思われるため、少し経験されてから意見を

出すということで、継続的に議論していくと理解してもいいのではないか。

- ・個別の取組の中で意見があればお願いしたい。

○岸岡委員

- ・委員会が評価・検証を行うとのことだが、取り組んだ側の自己評価の提出は求められているのか。

○事務局

- ・意見提出手続と協働事業提案手続については、それぞれ自己評価書という様式を設け、振り返りを行っている。

○岸岡委員

- ・地域力向上型も自己評価を行うという理解でよいか。

○事務局

- ・地域力向上型については、事業報告書の作成は求めているものの、個別評価の対象となっていないことから自己評価的な項目が十分に設けられていないことが課題である。例えば、本委員会で何らかの形で評価を行うことを前提として、振り返りの意味で自己評価を求めることも考えている。

○岸岡委員

- ・承知した。

○直田会長

- ・地域力向上型は評価の対象としないとの説明があったが、そもそもこれは協働事業なのか。

○事務局

- ・補助事業的な要素が強い。

○直田会長

- ・地域力向上型を評価対象とするのは簡単だが、協働事業と補助事業を整理し、制度を二本化する必要性についての議論も必要である。
- ・豊中市では、補助金と協働の両方の制度があり、最初の数年は補助制度を活用し、団体の活動がレベルアップして初めて協働に持ち込むという流れになっている。補助制度がなくいきなり協働事業となると敷居が高いように感じる。
- ・本当に協働で実施するのがいいのかというところもある。補助制度は、あくまで民間団体の活動が公益的・公共的であることから、その活動を認め、行政が資金・人・場所等の様々な支援を行うものである。一方、協働制度は、行政と民間の団体が一緒に組んで事業を実施し、よりよい成果をあげることがそもそもの趣旨である。協働制度のあり方の議論まで踏み込むのか、ここでは協働制度の枠内で議論することにとどめるのかというところはいかがか。

○事務局

- ・地域力向上型は、条例第16条のコミュニティ活動の推進における支援の要素もあると考えている。

今回の検証を進める中で、市としてもこのあたりについてきちんと整理できていないと感じており、今後どのように議論いただくのか整理したうえであらためてお示ししたい。

○直田会長

- ・補助制度を新たに設けるのは、行政として難しいところもある。従来の制度の中に組み込むのであれば、募集の際に明確にしておく必要がある。
- ・補助と協働のどちらであっても、それぞれ公金が支出されるので、効果の有無はきちんと評価すべきである。それがないと資金の垂れ流しになってしまう。地域の方々も効果的に事業を実施しているはずであり、結果はきちんとオープンにしていく必要がある。また、そのことが市民の信頼を得ていくことにつながる。

○西明委員

- ・応募した団体と市の担当課との協働ということになっているが、市との連携により場所の提供や広報などの協力を得たり、アドバイスを受けたり、担当課から建設的な意見が出てきたりすることは、市民の活動団体にとって有意義だと思う。NPO と地域との連携ができないというときに、市が関わることによって、団体に地域のことを理解してもらえらるという意味でも効果的である。
- ・このような取組があるということを、もっと市民や興味がある人たちに知ってもらえらると思う。団体がいかに効果的な取組をしているかを知ってもらい、そのような団体を発掘・連携できるように工夫すると、より双方が活かされてくるのではないかと感じた。

○直田会長

- ・確かに、協働事業で実施した内容や役割分担、成果を PR することで、潜在的に協働事業に参加したい団体やポテンシャルのある団体等がそれを見て、「自分たちにもできるかもしれない」と考えることにつながる。まさに、参画と協働を広げていく一つの手立てとして有効ではないか。全市民にいきなり参画と協働をした方がいいと言うよりも、しっかりとした思いを持っている団体や市民が一步踏み出せるように後押しするような広報があるといいのではないか。市がパンフレットを作らなくても、中間支援団体があれば、そこが作るという。吹田市では、協働の活動等を一枚にまとめた地図を作成し、市民に配っている。それを見ると、実施している活動や場所が分かり、見学や話を聞いてみようということにつながる。そのように成果を作り再生産していくような、ある種のネタにしていくということも非常に有効である。昨年度、平木エココミュニティ会議で実施された内容を見た別の地域から「次、手をあげてみようかな」というものが出てくるというように、どんどん横に広がっていく可能性がある。

○江草委員

- ・本日は、過去の委員会が評価した結果をこの場で検証するということか。「事業終了後の自己評価の点数」「参加者のアンケート結果」「関係課の評価」の3点がどのようになっているのかを照らし合わせなければ、参考資料に記載されている評価結果や平均点だけ見ても分かりづらいので意見できない。
- ・検証については、このような評価項目にもとづき評価を行うということを事業募集時に示したうえで行われるべきである。

○事務局

- ・本日は検証の方法やあり方についての審議となる。
- ・例えば意見提出手続の場合、評価対象案件にかかる実施時及び結果公表時の資料と、実施後に担当課が作成する自己評価書を委員に確認いただいたうえで、評価基準に照らして評価が行われる。その結果といただいた意見等を講評として取りまとめ、報告書という形で公表している。

○直田会長

- ・この報告書は本委員会で作成したものである。公表資料や担当課の自己評価を確認したうえで評価した結果として、この結論を出している。

○江草委員

- ・全件評価するのか。

○事務局

- ・意見提出手続の場合は、例年3件程度を本委員会が選定している。

○江草委員

- ・本来であれば全件評価を実施しなければならないが、そのような時間がない中で承認を得たという事実を残す必要があると考えたときに、ホームページで関係資料をすべて公表し、意見があればいただくという方法を取れば、悪い意味で言えば、みんなからスルーされた結果として承認されてしまうことになり、良い意味で捉えれば機会を与えているということになる。それで炎上したとしても、それだけ意識を持たれているということで、ポジティブに次の手を打てる。
- ・全件評価を行う必要があるのは確かであるが、エビデンスを示さなければ納得しない人がいることも事実である。一方で、注目していない市民も多いというせめぎ合いの中で実施する場合、委員会での評価に加えて、ホームページでの公表や意見を聴く機会を確保していますという形を取る方がいいのではないかと思った。

○直田会長

- ・色々ご提案をいただきありがとうございます。地域力向上型については、補助金と協働の兼ね合いの整理と、やはり評価も必要だろうということが答えになったかと思う。

○関副会長

- ・この検証についても、何のための検証なのか考える必要がある。補助金の使い道が適正であることの検証であると同時に、推進のための検証であるべきだと思う。西明委員の発言にもあったとおり、参加がキーワードになる。評価される人は評価の場面に入ってはいけないというようなことがよく言われるが、本来であれば、何が評価されて、これから何をしていけばいいのかということをその人たちと一緒に考えてもらえる場が必要だと思う。

○直田会長

- ・講評は、団体側で今後の活動に生かしてもらおうためのものである。これが無視されることのないように、講評を議論しながらお伝えするということがあってもいい。

- ・この評価は、PDCA の C であり、次の A がなければサイクルが回らない。それを回すことが基本になるので、次に活かしてもらえるような形が必要である。

### 3. 報告事項

特になし

### 4. 事務連絡

#### ○事務局

- ・今年2月に参画に係る条文及び取組に関する検証、6月に協働の取組に関する検証が行われた。今回、協働の取組に関する検証の2回目及びその他の取組に関する検証が行われたことで、条例にもとづく取組の検証がひと通り終了したことになる。次回は条例改正を議題として、これまでにいただいた意見をふまえ、条文ごとに取組の改善に向けた意見の整理と、条例改正の必要性についての審議をお願いしたいと考えている。
- ・最終的には条例の検証結果を提言書という形で取りまとめ、委員会から市長へ提出いただくことになる。

#### ○直田会長

- ・条例について市民アンケートを実施したことはあるか。

#### ○事務局

- ・直近では、参画と協働をテーマに市民意識調査を実施した。もう少し大きな規模ということであれば、かなり前にさかのぼると思われる。

#### ○直田会長

- ・伊丹市では、数年ごとにまちづくり基本条例の見直しを行っている。その際に、約3,000人を対象として単独テーマで市民意識調査を実施する、もしくは別の調査に1～2問のせる方法で、条例の必要性等についての情報収集を行っている。そのような調査があれば、参考になるかと考えた。
- ・次回の委員会はいつ頃に開催予定か。

#### ○事務局

- ・次回の令和4年度第3回の委員会は、令和5年1月以降に開催予定。後日、日程調整を行う。

### 5. 閉会

以 上